

議 事 録

令和2年度四万十町農業委員会12月総会

| | | |
|-----|-------------------------|-------------------------------|
| 日 時 | 令和2年12月25日(金)午後2時00分 開議 | |
| 場 所 | 四万十町役場 大正地域振興局 2階 大会議室 | |
| 日 程 | | |
| 第1 | 指定第17号 | 会期の決定について |
| 第2 | 指定第18号 | 議事録署名委員の指名について |
| 第3 | 報告第21号 | 農地法第18条の規定による合意解約通知について |
| 第4 | 報告第22号 | 非農地証明事務処理報告 |
| 第5 | 議案第49号 | 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について |
| 第6 | 議案第50号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 第7 | 議案第51号 | 農用地利用配分計画案に対する意見決定について |
| 第8 | 議案第52号 | 四万十町賃借料情報提供について |
| 第9 | 報告第23号 | 四万十町農業委員会活動報告について |
| 第10 | | その他 |

〔出席委員〕

- | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 欠席 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 太田 祥一 | 10. 欠席 |
| 11. 甫喜本 治誠 | 12. 山脇 文男 | 13. 欠席 | 14. 武内 道則 | 15. 吉良 榮 |
| 16. 竹内 純 | 17. 欠席 | 18. 宮脇 真弓 | 19. 欠席 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 欠席 | 26. 甲把 雄 | 27. 欠席 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 欠員 | 32. 山本 奨一 | 33. 東出 一茂 | 34. 宮谷 和夫 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 田村 守 | 38. 佐々木 通 | 39. 梶原 美智 |

〔欠席委員〕

- 3番 廣井 栄治、10番 山本 道雄、13番 伊東 智江、17番 中原 英昭、19番 林 幸一
25番 窪田 良一、27番 市川 正司

〔事務局〕

- 西田 尚子・林 和利・田中 淳一郎・池本 拓矢・宮本 和也・山川 美恵

事務局長 それではただ今より、令和2年度四万十町農業委員会12月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、太田職務代理よりご挨拶申し上げます。

太田職務代理 皆さんこんにちは。会長が急きょ出席できなくなりましたので、私が議長を務めさせていただきます。令和2年の今年1年、皆さんには色々ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。今年は、コロナで始まりコロナで終わった年になりました。今現在、日本全国で大変深刻な状況になっております。高知県も感染者の数が急増し、連日20人前後の感染者が報告されています。人口割の感染者数は、東京、大阪などの大都市に次いで5位から6位と大変厳しい状況になっています。これから、年末年始を迎え大勢の人が移動し、接触する機会が増えますが、感染対策をしっかりし、コロナの終息の方向にもって行きたいものです。

今年の農業委員会としての大きな目標でもありました、人・農地プランの実質化に向け各集落での座談会の開催もほぼ終了することが出来ました。委員の皆さんにも担当地区の開催には参加協力していただきありがとうございました。四万十町は、集落数が大変多くこんなに早く終了するとは思いませんでした。段取りをしていただいた、農林水産課、農業委員会事務局の皆さん大変ご苦労様でした。しかし、これで終わったわけではありません。実質化に向け、これから始まる出発点と言っていいと思います。皆さんにはこれからもご協力のほどよろしく申し上げます。

議長 それではただ今から、令和2年度四万十町農業委員会12月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますが欠席ですので、職務代理の私が議長を務めますので、よろしく申し上げます。

四万十町農業委員会憲章の朗読ですが、こんな時期ですので省略させていただきたいと思っております。

議長 本日の会議に、3番廣井栄治委員、10番山本道雄委員、13番伊東智江委員、17番中原英昭委員、19番林幸一委員、25番窪田良一委員、27番市川正司委員から欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員14名、推進委員17名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第17号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和2年度四万十町農業委員会12月総会の会期は、令和2年12月25日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。
次に、日程第 2、指定第 18 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。
四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名
したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 8 番、宮崎恵美子委員と、38 番、佐々木通委員
を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第 3 報告第 21 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」
を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 日程第 3 報告第 21 号 「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」ご説
明いたします。ページは、3 ページになります。件数は、窪川地域の 1 件になります。
なお、借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。
番号 1 番、土地の所在、七里字竹添丸乙 1084 番 1、地目、田、面積、758 m²です。ほ
か 1 筆あり、合計 2 筆で面積が 1,878 m²です。解約事由は、双方合意。合意年月日、令
和 2 年 11 月 18 日、引渡年月日、令和 3 年 1 月 31 日です。この土地については、別の
借手への希望があり、今回、解約するとのことでした。以上です。

議長 報告第 21 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告です
が何かありませんか。特になければ、報告第 21 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4 報告第 22 号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とし
ます。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 22 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員
会事務局規程第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたしま
す。議案書は、4 ページをご覧ください。今月は、西部地域から 3 件となっております。
番号 1 番、添付資料は 1 ページから 2 ページをご覧ください。土地の所在地は、相去
字ナカナロ 284 番 1 の 1 筆で、地目は田、面積は 978 m²です。申請地は、40 年以上前
より宅地として利用されている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 4
証明基準のエ、人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため非農地
であると認め、令和 2 年 11 月 19 日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を
発行しております。

続きまして、番号 2 番、添付資料は 3 ページから 4 ページをご覧ください。土地の所
在地は、上岡字横野 366 番 1、地目は畑、面積は 230 m²です。外 2 筆あり、合計 3 筆で、
面積が 654 m²です。申請地は、20 年以上前から倉庫が建築されている状況より耕作放
棄し、現在に至っており、366 番 1 は山林化し、368 番 1 は、原野化した状態で、四万
十町非農地証明書発行事務取扱要領第 4 証明基準のウ、やむを得ない事情によって 10

年以上耕作放棄されたため、農地への復旧が出来ない土地と認め 371 番 1 につきましては、駐車場、雑種地として利用している状態で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 4 証明基準のエ、人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和 2 年 11 月 25 日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。

続きまして、番号 3 番、添付資料は 5 ページから 6 ページをご覧ください。土地の所在地は、上岡字東横野 403 番 1、地目は畑、面積は 519 m²です。外 3 筆あり、合計 4 筆で面積が 2,934 m²です。申請地は、20 年以上前より耕作放棄し、現在に至っており、403 番 1、408 番は原野化、409 番は山林化した状態で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 4 証明基準のウ、やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄されたため、農地への復旧が出来ない土地と認め、404 番 1 につきましては、宅地として利用している状態で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 4 証明基準のエ、人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和 2 年 12 月 9 日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第 22 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第 22 号は終わります。

議長 続いて、日程第 5 議案第 49 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 49 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」ご説明いたします。議案書は 5 ページです。今月は窪川地域が 1 件となっております。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。申請地の位置等は添付資料の 7 ページをご覧ください。

番号 1 番 土地の所在地、中ノ越字ソフノカイ 200 番、地目、田、面積、4,535 m²です。権利事由は所有権移転の売買です。譲渡理由は高齢による経営規模縮小、譲受理由は相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成します。申請地では、水稻を栽培する計画となっております。農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第 49 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。29 番、石田芳秋委員。

29 番 譲受人及び譲渡人から確認しました。現地は、田んぼです。譲受人は、水稻や野菜を耕作しています。譲受人は、年間 150 日以上農作業に従事している事も確認しています。現地は、離れていますが農薬の使用、水路の維持作業、地域の人と共に作業することを確認しています。取得する周辺農地にも迷惑をかけない事を確認しています。譲渡人は、高齢のため、農地を買ってくれる人を探していました。ちょうど譲受人が購入するという事で売買が成立しました。以上です。

議長 議案第 49 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 意義なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 49 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」は原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 49 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 6 議案第 50 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 50 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 3 年 1 月 4 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議・ご決定をお願い致します。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。議案書は 6 ページからになります。今回は窪川地域 15 件、西部地域から 11 件となっております。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。添付資料は 8 ページからです。

番号 1、土地の所在地、平野字古門 1509 番、地目、田、面積、3,013 m²です。設定は更新です。期間は令和 3 年 1 月 4 日から令和 7 年 12 月 31 日までの 5 年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定で水稻を栽培する計画です。

番号 2、土地の所在地、土居字ホキヤシキ 948 番、地目、田、面積、2,202 m²です。以下 7 筆あり、合計 8 筆で面積が 14,820 m²です。設定は新規です。期間は令和 3 年 1 月 4 日から令和 7 年 12 月 31 日までの 5 年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定で、生姜を栽培する計画です。受け手の法人は、農地所有適格法人です。

番号 3、土地の所在地、奥呉地字新改 288 番 1、地目、田、面積、540 m²です。以下 2 筆あり、合計 3 筆で合計面積が 2,650 m²です。設定は更新です。期間は令和 3 年 1 月 4 日から令和 3 年 12 月 31 日までの 1 年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定で生姜を栽培する計画です。

番号 4、土地の所在地、川ノ内字堂屋式 1298 番、地目、田、面積、1,857 m²です。以下 12 筆あり、合計 13 筆で面積が 14,062 m²です。設定は更新です。

期間は令和3年1月4日から令和4年12月31日までの2年間です。

権利の種類は、賃貸借権の設定で水稻を栽培する計画です。

番号5、土地の所在地、七里字ゴマジリ乙192番1、地目、田、面積、2,094㎡です。

以下2筆あり、合計3筆で面積が5,525㎡です。設定は新規です。

期間は令和3年1月4日から令和7年12月31日までの5年間です。

権利の種類は、賃貸借権の設定で生姜を栽培する計画です。

番号6、土地の所在地、小向字小橋281番、地目、田、面積、1,300㎡です。以下5筆あり、合計6筆で面積が11,822㎡です。設定は更新です。

期間は令和3年1月4日から令和7年12月31日までの5年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定で水稻を栽培する計画です。

番号7、土地の所在地、仕出原字内垣ノ内777番、地目、田、面積、1,903㎡です。設定は更新です。期間は令和3年1月4日から令和7年12月31日までの5年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定で水稻を栽培する計画です。

番号8、土地の所在地、大井野字扇田661番、地目、田、面積、3,078㎡です。設定は新規です。期間は令和3年1月4日から令和13年1月3日までの10年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号9、土地の所在地、大井野字西原開749番、地目、田、面積、3,112㎡です。以下1筆あり、合計2筆で面積が6,161㎡です。設定は新規です。期間は令和3年1月4日から令和8年1月3日までの5年間です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

番号10、土地の所在地、口神ノ川字中ヶ市1772番、地目、田、面積、2,153㎡です。設定は更新です。期間は令和3年1月4日から令和8年1月1日までの5年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。ピーマンを栽培する計画です。

番号11、土地の所在地、口神ノ川字堂ノ川1808番、地目、田、面積、2,076㎡です。以下1筆あり、合計2筆で面積が3,230㎡です。設定は新規です。期間は令和3年1月4日から令和7年12月31日までの5年間です。

権利の種類は、使用貸借権の設定で生姜を栽培する計画です。新規就農者となります。

番号12、土地の所在地、高野字ソリタ119番1、地目、田、面積、417㎡です。以下8筆あり、合計9筆で面積が9,537㎡です。設定は更新です。期間は令和3年1月4日から令和7年12月31日までの5年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。水稻を栽培する計画です。

番号13、土地の所在地、若井川字エルボヲシ1449番、地目、田、面積、790㎡です。設定は更新です。期間は令和3年1月4日から令和7年12月31日までの5年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定で水稻を栽培する計画です。

番号14、土地の所在地、若井川字エルボヲシ1461番、地目、田、面積、2,019㎡です。以下4筆あり、合計5筆で面積が9,189㎡です。設定は更新です。期間は令和3年1月4日から令和7年12月31日までの5年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定で水稻を栽培する計画です。

番号15、土地の所在地、峰ノ上字上ヤシキ557番、地目、田、面積、2,821㎡です。以下1筆あり、合計2筆で面積が3,513㎡です。設定は更新です。期間は令和3年1月4日から令和12年12月31日までの10年間です。権利の種類は、使用貸借権の設定で水稻を栽培する計画です。

窪川地域からは以上です。

事務局

続きまして、西部地域からです。

番号 16 番、土地の所在地、浦越字角ノウ子 296 番、地目は田、面積、864 m²です。外 4 筆ありまして、合計 5 筆、面積が 3,307 m²です。設定は更新の設定になります。期間は、令和 3 年 1 月 4 日から令和 8 年 1 月 3 日までの 5 年になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利は使用貸借権での設定です。

続きまして、番号 17 番、土地の所在地、浦越字タデノワダ 445 番 1、地目は田、面積、240 m²です。ほか 1 筆ありまして、合計 2 筆、面積が 2,306 m²です。設定は更新の設定になります。期間は、令和 3 年 1 月 4 日から令和 8 年 1 月 3 日までの 5 年になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利は使用貸借権での設定です。

続きまして、番号 18 番から 26 番までは利用権の設定を受ける者が中間管理機構となっています。

番号 18 番、土地の所在地、小野字シノヅノ上 1098 番、地目、畑、面積、457 m²です。以下 3 筆あり、合計 4 筆で面積が 2,289 m²です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続きまして、番号 19 番、土地の所在地、小野字曾我ノ森 378 番 54、地目、畑、面積 224 m²です。権利の種類は、使用貸借権での設定です。

続きまして、番号 20 番、土地の所在地、小野字シム子山 1264 番 1、地目、畑、面積、2,550 m²です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で面積が 2,722 m²です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続きまして、番号 21 番、土地の所在地、小野字白皇神田 1242 番、地目、畑、面積、1,729 m²です。以下 2 筆あり、合計 3 筆で面積が 4,646 m²です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続きまして、番号 22 番、土地の所在地、小野字曾我ノ森 378 番 52、地目、畑、面積 206 m²です。権利の種類は、使用貸借権での設定です。

続きまして、番号 23 番、土地の所在地、小野字曾我ノ森 378 番 57、地目、畑、面積、251 m²です。権利の種類は、使用貸借権での設定です。

続きまして、番号 24 番、土地の所在地、小野字蕨川谷 1185 番、地目、畑、面積、1,387 m²です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で面積が 2,072 m²です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続きまして、番号 25 番、土地の所在地、小野字南駄場 1109 番、地目、畑、面積、436 m²です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続きまして、番号 26 番、土地の所在地、小野字南駄場 1111 番、地目、畑、面積、1,187 m²です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号 18 番から 26 番まで全て設定は新規の設定になり、期間は令和 3 年 1 月 4 日から令和 6 年 1 月 3 日までの 3 年間です。西部地域からは以上です。

議長

議案第 50 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。30 番、澤田憲男委員。

30 番

1 番と 2 番を説明させていただきます。番号 1 番につきましては、借受人から確

認しています。借受人は、地域の担い手でもあり、年間 150 日以上農作業に従事しており、内容も利用集積計画のとおり、再設定でもあり特に問題ないと判断します。

番号 2 番について、借受人から話を聞いて来ました。借受人は地域の担い手でもあり、内容も利用集積計画のとおり、新規の設定ですが特に問題ないと判断します。

議長 続きます、番号 3 番。28 番、大西博之委員。

28 番 番号 3 番ですが、借受人から確認をしました。借受人は、地域の担い手でもあり、年間 150 日以上農業に従事しており、再設定でもあり特に問題ないと判断します。以上です。

議長 続きます、番号 4 番。5 番、濱田誠委員。

5 番 番号 4 番、5 番を説明させていただきます。番号 4 番について借受人から確認をしました。借受人は長年にわたり農業をされており経験も豊富な地域の担い手でもあり、内容も利用集積計画のとおりで再設定でもあり特に問題ないと判断します。続いて、番号 5 番について借受人から確認しました。借受人は、生姜、にんにく、水稻の栽培から加工販売を手掛ける農業生産法人です。内容も利用集積計画のとおりで新規の設定ですが、特に問題ないと判断します。

議長 続きます、番号 6 番。29 番、石田芳秋委員。

29 番 番号 6 番について借受人から確認しました。5 番と一緒にです。生姜とか水稻を耕作されており、地域の担い手で更新でもあり特に問題ないと思います。

議長 続きます、番号 7 番。2 番、掛水誠幸委員。

2 番 番号 7 番につきます、12月19日に両者より確認してきました。借受人は年間 150 日以上農業をされており、地域の担い手でもあり、認定農業者です。更新でありますので特に問題ないと判断しました。

議長 番号 8 番、9 番につきますは、中間管理機構ですので省きます。
番号 10 番。24 番、市川絢子委員。

24 番 10 番、11 番続けて説明させていただきます。10 番ですが、現地確認と借受人から聞き取りをしました。借受人は、認定農業者でもあり、年間 300 日耕作に従事しております。農地を確認しましたが、ピーマンを作っていてこれからもピーマンを作る予定です。更新という事もあり問題ないと判断しました。

11 番ですが、新規で始めるということですが、借受人は、今まで土木関係の仕事に従事していて、父親の農地もあることから第 2 の人生という事で農業に従事したいという事で今回この農地を借りて、生姜の栽培をしたいそうです。現地ですが、

荒廃する一步手前の状態でした。トラクターを持ち込んで耕していました。本人も作るという意欲がありますので、問題ないと思います。

議長 続きまして、番号 12 番、23 番、西内一隆委員。

23 番 番号 12、13、14 について、借受人が同じですのでまとめて報告させていただきます。12 月 20 日に、現地確認と借受人から確認をしました。現況は、田んぼで借受人は、水稻、生姜を栽培している専業農家で水稻を栽培する予定です。周辺とのトラブルも無いようですので、利用権の再設定は問題ないと判断しました。次、番号 15 について、12 月 20 日に借受人から確認をしました。現況の地目は田で水稻を栽培する予定です。借受人と貸付人は兄弟関係で利用権の再設定は問題ないと判断しました。

議長 続きまして、番号 16 番、12 番、山脇文男委員。

12 番 番号 16 番、17 番について借受人から確認をしました。再設定でもあり借受人は地域の担い手でもあり、長年にわたり農業をされている方で経験も豊富で特に問題ないと判断します。

議長 番号 18 から 26 までは、中間管理機構になりますので省きます。

議長 議案 50 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 50 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 50 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 51 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 51 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を説明します。別紙のとおり農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出があったの

で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いいたします。

議案書は16ページとなっております。権利の設定を受ける者の氏名・住所・賃借料についてはお手元の議案書のとおりです。添付資料は82ページからをご覧ください。今回は窪川地域3件、西部地域2件となっております。

番号1、土地の所在地、大井野字扇田661番、地目、田、面積、3,078㎡です。権利の種類は賃貸借権の設定です。期間は県認可日から令和13年1月3日まで。受け手は、認定農業者です。施設ニラを栽培する計画です。

番号2、土地の所在地、大井野字西原開749番、地目、田、面積、3,112㎡です。以下1筆あり合計2筆で、面積が6,161㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

期間は県認可日から令和13年1月3日まで。水稻を栽培する計画です。

番号3、土地の所在地、大井野字西原開748番、地目、田、面積、3,120㎡です。以下2筆あり合計3筆で、面積が9,275㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

期間は県認可日から令和7年11月30日と令和8年2月28日まで。水稻を栽培する計画です。再配分になります。窪川地域は以上です。

事務局 続きまして、西部地域からです。

番号4番、土地の所在地、小野字シノヅノ上1098番、地目、畑、面積、457㎡、以下12筆あり、合計13筆、面積13,352㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。期間は、県認可日から令和6年1月3日までで、露地野菜を栽培する計画です。

番号5番、土地の所在地、小野字曾我ノ森378番54、地目、畑、面積、224㎡、以下2筆あり、合計3筆、面積681㎡です。権利の種類は、使用貸借権での設定です。期間は、県認可日から令和6年1月3日までで露地野菜を栽培する計画です。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。
21番、岡村博晶委員。

21番 番号1番について、12月23日に本人に会い、現地を確認しました。借受人は認定農業者でもあり、借受した田と言ってもハウス施設と農業用倉庫ですが、借受人の施設の並びにあるのですが、作業の効率も上がり農業経営上問題ないと思います。現在、施設には何も植わっていませんが、1月から作業に入る予定という事で、配分計画どおりで問題ないと判断します。

番号2番、3番は同じ方なので、23日現地と本人に会い確認しました。借受人は、まだ認定農業者ではありませんが、現在、5haの農地で稲作をしています。借受農地は、近くに集まっており、農作業に移動がないので条件がいいという所で稲作が出来るので問題ないと思います。借受人は、地域の意欲ある担い手であり、周辺農地には悪影響を与えないと判断します。

議長 続きまして、番号4番、5番。14番、武内道則委員。

14番 4番、5番について、月曜日に電話で確認しました。現地も月曜日に確認してき

ました。借受人は、昨年4月に利用権設定をした時に説明をしましたが、四万十ドラマと桐島農園が共同出資して作った会社で、有機野菜の栽培、加工、販売を手掛ける会社で、四万十ドラマも最近、人参芋を使ったスイートポテトが全国版のメディアで有名になりまして、原料の人参芋が大変不足しているということで、あちこちで借りて大量に生産したいということです。今までは、個人的に借りていたのですが、まだまだ面積を増やしたいということで、中間管理機構を介して契約した方が地元との揉め事がないのではないかという考えです。1町4反くらい借りるわけですが、中山間地域で基盤整備している所の土羽が大変広くありまして畝まちにしても何畝まちもあるわけですが、土羽の草刈り等で地元と揉め事が多い有機栽培ですので、草刈り等で揉めないように確認を取っております。苦情が出ないようにしますという返事と、何かありましたら私個人に連絡くださいと返事を頂いておりますので、問題ないと思います。

議長 議案第51号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決を行います。
議案第51号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第51号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第8 議案第52号 「四万十町賃借料情報提供について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第52号「四万十町賃借料情報提供について」を説明します。
議案書は21ページです。また、別途配布しております「令和2年度四万十町賃借料情報資料」も一緒にご覧ください。

この賃借料情報提供とは、農地法第52条に基づき、地域ごとにおける賃借料の動向を収集し、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、農地の賃借料の情報提供を行うものです。今年1年間に賃貸借権を設定しました農地91件、218筆について調査し、12月総会の決定を経て公表となります。

それでは、そのとりまとめ方法について説明します。

この賃借料情報は、作物ごとに分類し、水稻以外は、旧町村単位で公表していま

す。水稻については、四万十町全体・基盤整備地域・未整備地域の3つに分けています。あとは、畑の一般の野菜類、生姜、施設野菜の項目に分類して表示しています。

賃借料は、10a当たり単価を算出し、表示しています。粃、玄米などの物納の場合は、1袋(30kg)当たり6,600円に換算して計算しています。この単価は今年のJA四万十、高知はたのヒノヒカリの単価を聞いて参照しています。

計算方法ですが、1年間の賃借料を地域、作物、基盤整備の有無ごとに区分し、平均を求めます。

また、その賃借料の中で、著しく高い場合、著しく低い場合はデータ外としています。

著しく高いとは、平均額の1.7倍を超えるもの、著しく低いとは平均額の0.3倍を下回るものとし、そのデータは計算には含まれていません。

それ以外の賃借料の値で平均、最大、最小を求め公表しています。

また、2番の普通畑の大正、十和については、参考データが少なかったため、今回は合わせて計算しています。

あと、表の右にありますデータ数、備考についてですが、1番の田んぼを例にしますと、データ数では128は、全ての筆数です。そのうちの117は、著しく高い・低いデータを除き算定に用いた筆数です。

備考の件数は、議案件数。ただし1議案の中に水稻、生姜など混在している場合はそれぞれ1件とし集計していますので、実際の議案数とは異なります。

また、旧町村単位でのデータ数の合計と、四万十町全体の合計は一致しない場合があります。

理由は、旧町村単位、四万十町全体、それぞれの単位で、さきほどの著しく高い値、低い値を判断しているため、旧町村単位では最大、最小とならなかったが、四万十町全体では最大、最小となる場合があり、それにより除外されると、件数は一致しません。簡単ですが、とりまとめの方法についての説明は以上です。

議長 議案第52号について事務局の説明が終わりました。

議案第52号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第52号「四万十町賃借料情報提供について」、本案を原案のとおり承認し、農地法第52条に基づく四万十町賃借料情報を別紙のとおり提供することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第52号「四万十町賃借料情報提供について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第9 報告第23号「四万十町農業委員会の活動報告について」

を議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局

報告第 23 号 「四万十町農業委員会の活動報告について」報告いたします。議案書の方は、23、24 ページになります。主な活動といたしまして、10 月 15 日、農業者年金加入推進特別研修会が高知市で行われ、中原英昭委員、事務局池本が出席をいたしました。10 月 23 日、高岡郡協議会が日高村で行われ会長と私西田が出席しております。25 日、日曜日には、西部地域ジャンボかぼちゃ重さ当てクイズのイベントを行っております。28 日には、興津で農業者年金推進説明会、こちらは農家の方に集まっていただいて、加入の推進の説明をさせていただいております。出席者は、宮崎恵美子推進委員、東出一茂委員、甫喜本治誠委員。農業会議からは、田中友子チーフ、事務局からは田中が出席しております。今後、加入に繋がればいいなと思っております。11 月 6 日には、議会産業建設常任委員会との意見交換会が行われました。こちらは、役員と事務局が出席しております。同じ日の午後から四万十町農業委員会 2020 意見書を町長に提出をいたしました。こちらは、会長と太田代理、山本委員長、中原副委員長が揃って町長に提出をいたしました。11 月 16 日には、高知県農業会議臨時総会と下期農業委員会会長・事務局長会議が行われ、会長と私の方が、出席をしております。12 月 18 日に農業行政懇談会といたしまして、町長と副町長、農林水産課長、大正、十和の地域振興局長、農協の常務が集まり、農業委員会からは、役員と山本建議検討委員長とが参加しまして、農業について意見交換と委員会の方からは、意見書を基にした質問等を行っていただきました。

始めに、太田代理から話がありましたように、6 月から行ってきた座談会もいよいよ最終段階となっております。この後 2 月に検討会を行い、3 月に公表する予定となっております。委員の皆さんには、お忙しい中出席していただきまして本当にありがとうございました。以上で、活動状況の報告を終わります。

議長

報告第 23 号について事務局の報告が終わりました。

議長

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑が無いようですので、報告第 23 号 「四万十町農業委員会の活動報告について」を終わります。

議長

続いて、日程第 10 その他の件について議題とします。

議長

事務局ではありませんか。

議長

委員の皆さんで何かありませんか。
なければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。
ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和2年度 四万十町農業委員会 12
月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時15分